

国際関連情報 Report from IASB

残余法による生物資産の評価 (アジェンダ決定及びIASBでの審議)

IASB 客員研究員 さかぐち かずひろ
坂口 和宏

本論点については、本誌 39 号にて、IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）がアジェンダの暫定決定を行ったとご報告した。その後、当該暫定決定に対するコメントを踏まえ、解釈指針委員会においてアジェンダ決定がなされ、さらに国際会計基準審議会（IASB）でも審議された。その結果、本論点について、現時点では解釈指針委員会も IASB もアクションを起こさないものの、今後の実務の多様性を見極めながら必要に応じて IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューで取り扱うこととなった。以下、議論の概要についてご報告する。なお、文中にわたる意見の部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

論 点

IAS 第 41 号「農業」の 25 項は、土地に付着する生物資産の公正価値を、資産の組合せ（生物資産、更地及び敷地の造成）の公正価値から更地及び敷地の造成の公正価値を差し引いて算出すること（残余法）を認めている。これは、土地に付着する生物資産に個別の市場は存在しないが資産の組合せについて活発な市場が存在することがあるためである。

今回提起された論点は、土地の最有効使用が現在の使用と異なる場合（例えばブドウ畑として使用している土地が宅地などへの転用によってより多くの価値を生むことができる場合）に、土地の最有効使用に基づく公正価値を残余法で使用すると生物資産の公正価値が 0 または僅少となるが、それは IAS 第 41 号と IFRS 第 13 号の適切な適用といえるか否か、である。

議論の経緯（アジェンダの暫定決定）

1. 2012 年 5 月の解釈指針委員会

解釈指針委員の意見は大きく 2 つに分かれた。

- 土地の最有効使用が現在の使用と異なる場合は最有効使用でもって土地を評価すべきである。それによって生物資産の価値が 0 または僅少になることは IFRS 第 13 号を適用することによる自然な帰結である。
- 生物資産に価値がないということは直観に反する。残余法の使用は強制されているわけではなく、生物資産の価値が 0 または僅少になってしまうような場合は残余法を使用すべきではない。

議論の結果、後者がより多くの賛同を得、その考え方に沿ったアジェンダの暫定決定をス

スタッフが用意した上で次回の会議で検討することとなった。

2. 2012年9月の解釈指針委員会

5月の暫定合意の後、一部の評価専門家より「土地に付着する生物資産には個別の市場がないため残余法を用いる以外に公正価値測定の方法がない」というコメントを受領したため、2度目のアウトリーチを実施した。その結果をもとに、スタッフとして以下2つのViewを提示した。

[View 1] 生物資産の公正価値を0または僅少で認識することは、企業の資源の利用について有用な情報を利用者に提供する

[View 2] 生物資産の公正価値が0または僅少となる場合は残余法の使用は適切ではない(2012年5月の暫定合意と同じ)

上記について議論を行ったものの、解釈指針委員はView 1とView 2で二分され、合意に至らなかった。解釈指針委員会は、果実生成型の生物資産に関する範囲の狭いプロジェクトをIASBが行う可能性があることに注目し、その議論の結果を次回の会議で報告するようスタッフに指示した。

3. 2012年11月の解釈指針委員会

解釈指針委員会は以下の理由からアジェンダの暫定決定を公表することを決定した。

- 果実生成型の生物資産に関する範囲の狭いプロジェクトの着手をIASBが9月に決定し、IFRS Advisory Councilもその決定をサポートしている。仮に、果実生成型の生物資産がIAS第16号の範囲に入り、企業がその測定に原価モデルを採用した場合、公正価値で測定する頻度及び負担は軽減される。
- 問題の本質は、残余法の使用ではなく、IFRS第13号の最有効使用の考え方をどのように非金融資産に適用するかということである。

ある。この点について、IASBのIFRS第13号プロジェクトチームが、今後発行されるIFRS第13号教育文書の中でガイダンスを盛り込む予定であることに言及した。

議論の経緯（アジェンダ決定及びIASBでの審議）

1. 2013年3月の解釈指針委員会

2012年11月のアジェンダ暫定決定に対し、解釈指針委員会は3通のコメントレターを受領した。そのうち2通は解釈指針委員会がアジェンダ決定を行うことに賛成したものの、残りの1通は、この論点の本質である「IFRS第13号の最有効使用の考え方をどのように非金融資産に適用するか」を明らかにすべきであるとして、反対した。

解釈指針委員会は以下の点に注目した。

- IASBは、IFRS第13号を開発する過程で、資産グループの中のある資産の最有効使用が現在の使用と異なり、その最有効使用に基づく測定がグループ内の他の資産の用途を変更若しくは資産を壊すことを前提としている場合の会計処理について検討を行った。しかし、IFRS第13号においてそのような場合の会計処理は明確ではない。
 - 上記論点は、IAS第41号だけではなく、非金融資産の公正価値測定が求められるIAS第40号やIFRS第3号など他の基準にも波及する可能性がある。
- 解釈指針委員会は、本論点について、検討範囲が広すぎるためアジェンダ決定を行うことを決定した。また、解釈指針委員会は、本論点に対するIASBの見解を確認するようスタッフへ指示した。

2. 2013年5月のIASB会議

IASBは、以下の点に注目した。

- IAS 第 41 号において残余法の使用は強制されていない。また、IFRS 第 13 号においては様々な評価手法を用いることが奨励されている。
- 解釈指針委員会の懸念は理解できるが、IFRS 第 13 号は 2013 年度 1 月 1 日以降開始する会計年度から強制適用されたばかりであり、現時点では本論点に対する会計処理について多様性が存在しない。

以上より、IASB は、本論点について、今後の実務の多様性を見極めながら必要に応じて IFRS 第 13 号の適用後レビューで取り扱うことを全員一致で決定した。

所 感

この論点を引き受けたのはロンドンに赴任して間もない 2012 年の春であったが、よもや、解釈指針委員会で 4 回、IASB 会議で 1 回、合計 5 回も審議されるような息の長いプロジェクトになるとは想像だにできなかった。今回特徴的だったのは、当初はごく狭い範囲の論点（IAS 第 41 号における残余法の使用）として議論さ

れていたものの、議論を重ねるうちに、その他の基準（IAS 第 40 号や IFRS 第 3 号など）に影響を与えかねない論点であると明確になってきたことである。解釈指針委員会は、その定義上、範囲の広いプロジェクトを取り扱うことはできない。また、IASB としても、強制適用直後の基準については実務の多様性をきちんと見極める必要があり、仮に問題があったとしても即改訂というわけにはいかない。その意味で、今回の解釈指針委員会と IASB の結論は極めて妥当なものであったと思う。

過去 5 回の会議に臨むにあたって IASB の IFRS 第 13 号プロジェクトチームとも度々連携したが、本腰を入れて取り組むと相当ややこしそうな論点であることは彼らも同意していたため、解釈指針委員会と IASB の決定を受けて、正直安堵した。しかし、その一方で、もっと深掘りしていけば面白そうな論点でもあったため、残念な気持ちも残った。赴任して 1 年半でそのような残念な気持ちになったのは初めてのことであり、自分にも少しは基準設定主体としてのマインドが醸成されてきたのだろうかと感じたプロジェクトであった。